

会員の入会までの手続と進行について

1. 会員候補を推薦する会員は、「推薦状」に推薦理由および被推薦者の略歴など必要事項を記載の上、幹事に提出してください。（推薦者は2名が必要です）
2. 幹事は、提出された推薦状を理事会に提出し、内容に問題ないことを確認のうえ、「会員増強委員会」に書類を送ります。
3. 会員増強委員会で、候補者の「職業分類の審査」と「会員資格の条件」がすべて満たされていることを確認し、その旨を理事会に報告します。
4. 報告を受けた理事会は、この推薦の可否を採決したうえで、その結果は幹事を通じて推薦者に通知されます。
5. 理事会の採否が肯定的であった場合には、会員増強委員会が「会員情報委員会」を開催し、被推薦者（会員候補者）に対して「ロータリーの目的と会員の特典と義務」に関する説明を行います。
6. 説明を行った後、被推薦者に「入会申込み用紙」に署名を求め、また、本人の氏名及び職業分類をクラブに公表することの承諾を得た後に、幹事から会員に対してこの内容を発表します。
7. 発表の後、7日間の縦覧期間をおき、この間に会員からの異議申し立てがないことを確認のうえ、「入会金の納付」を求め、入会金の「入金が確認された時点」で被推薦者の「入会が成立」します。
8. 理事会に対して会員から異議申し立てが合った場合には、理事会においてこの件の評決を行い、その結果入会の承認を得られれば、第7項と同様に入会金の納付を求め、入会金の入金を確認されれば入会が成立します。
9. 以後、直近の例会において「入会式」を行い、新会員に対して会員証およびバッジならびにロータリー情報資料が手渡されます。

（会員増強委員会 平成 21 年 1 月 9 日）

<入会手続経路図>

